国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
国立大学法人東京農工大学役員報酬規程		
平成16年4月7日		
16経教規程45号		
第1条~第8条 省略	第1条~第8条 省略(現行どおり)	
 (期末特別手当)	(期末特別手当)	
第9条 省略	第9条 省略 (現行どおり)	
2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受ける	2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受ける	
べき俸給月額及び都市手当の月額の合計に、当該合計額に100分の20を乗	べき俸給月額及び都市手当の月額の合計に、当該合計額に100分の20を乗	
じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を	じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を	
基礎として、6月に支給する場合においては、100分の <u>160</u> 、12月 <u>の</u> 支	基礎として、6月に支給する場合においては、100分の <u>145</u> 、12月 <u>に</u> 支	
給する場合においては、100分の <u>175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇	給する場合においては、100分の <u>165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇	
月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38	月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38	
条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。	条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。	
3 省略	3 省略(現行どおり)	
4 省略	4 省略(現行どおり)	
5 省略	5 省略(現行どおり)	
6 省略	6 省略(現行どおり)	
7 省略	7 省略(現行どおり)	
第10条~第11条 省略	第10条~第11条 省略(現行どおり)	
	附 則	
第1条 省略	第1条 省略(現行どおり)	
第2条 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規程の	第 2 条 <u>削除</u>	
適用については、同条同項中「100分の160」とあるのは「100分の1		
<u>45」とする。</u>		

附 則 省略

別表(第6条関係)

役員俸給表

号 俸	俸給 月額
	円
<u>1</u>	<u>654,000</u>
<u>2</u>	728,000
<u>3</u>	784,000
4	843,000
<u>5</u>	922,000
<u>6</u>	994,000
<u>7</u>	1,066,000
<u>8</u>	1,142,000
9	1,211,000

附 則 省略(現行どおり)

別表(第6条関係)

役員俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
<u>1</u>	<u>652,000</u>
<u>2</u>	<u>726,000</u>
<u>3</u>	782,000
4	840,000
<u>5</u>	919,000
<u>6</u>	<u>991,000</u>
<u>7</u>	1,063,000
<u>8</u>	<u>1,138,000</u>
9	1,207,000

附 則(21経規程第38号)

この規程は、平成21年12月7日から施行し、平成21年12月1日から適用する。